# 阿久根市

# 第9期高齢者保健福祉計画

(老人福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)

概要版

令和6年度 (2024年度)



令和8年度 (2026年度)

1

#### 計画策定の趣旨と背景

高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成 12年(2000年)にスタートした介護保険制度は、その創設から20年以上が経過し、地域における介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しています。

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に 応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活 用しながら必要な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常 生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していく ことが重要です。

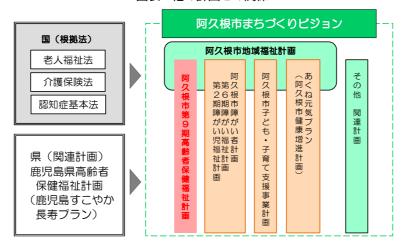
これらを踏まえ、令和 22 年(2040 年)を見据えながら、高齢者の健康の確保と福祉の増進、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため、阿久根市第9期高齢者保健福祉計画を策定します。

#### 2

#### 計画の性格と法的位置づけ

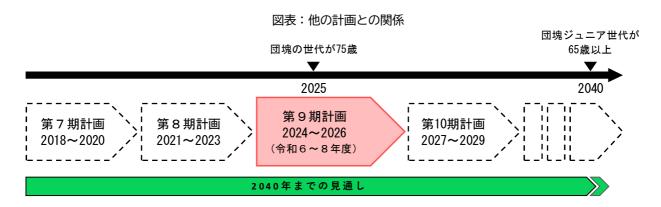
本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」、及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、3つの計画を一体的に策定するものです。

図表:他の計画との関係



## 3 計画の期間

第9期計画は、現役世代が急減する令和 22 年 (2040 年)を念頭に見据えた中長期的な計画で、令和 6年度から令和8年度までを計画期間としています。計画の最終年度に当たる令和8年度に新たに計画を 見直し、第 10 期計画の策定を行います。



# 4 計画の基本理念

本市はこれまで、高齢者が自立し、健康で生きがいをもって生活できるまちづくりを進め、その中で介護が必要になった人々に対しては、市民ぐるみで支え合う体制づくりを目指し、高齢者保健福祉施策を展開してきました。

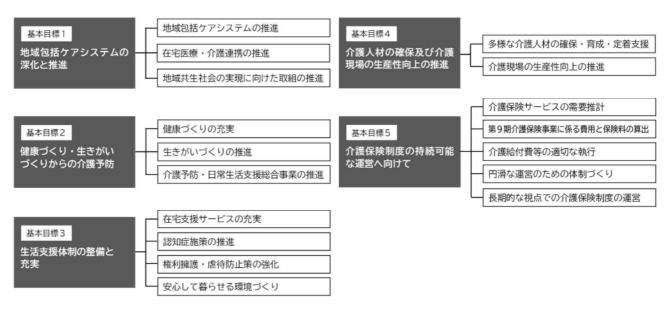
第9期計画における基本理念は、「阿久根市まちづくりビジョン」の基本理念の下に掲げた基本目標を本計画の基本理念とし、支え合い生き生きと暮らせる健やかなまちづくりを進めます。

基本理念

# 支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち

# 5 施策体系図

本計画では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。



## 6 重点課題

本市では第6期介護保険事業計画から、地域包括ケアシステム(介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み)の構築を目指して取組を進めてきました。

第9期計画においても、この取組を更に推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を最重点課題とします。

# 7 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定に当たっては、今後の地域包括ケアシステムの観点からも、第8期同様市内を3つの圏域に分けて設定します。



日常生活圏域	日常生活圏域にある小学校区	
① 阿久根市北部地区	脇本小学校区、折多小学校区	
② 阿久根市中央部地区	阿久根小学校区、鶴川内小学校区、田代小学校区	
③ 阿久根市南部地区	大川小学校区、西目小学校区、山下小学校区、尾崎小学校区	

### 本市の高齢者の状況

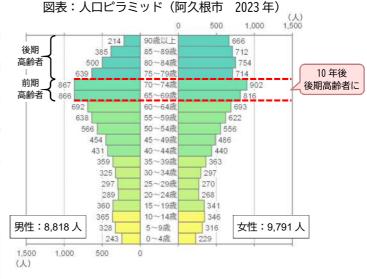
#### (1) 人口の推移

8

本市の総人口は年々減少傾向にあり、令和5年 10 月 1 日時点で 18,609 人となっています。年齢3区分別に人口を見ると、老年人口は平成 30 年以降ほぼ横ばいとなっており、年少人口と生産年齢人口は減少傾向となっています。老年人口は、年少人口及び生産年齢人口と比較して減少幅が小さいため、年々高齢化率が上昇しており、令和 5 年 10 月1日時点で 43.2%となっています。



[出典] 住民基本台帳(各年10月1日現在)

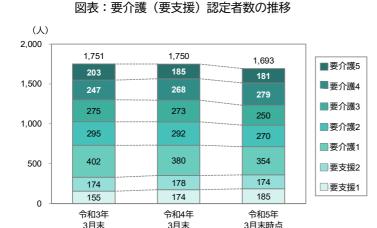


[出典] 住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

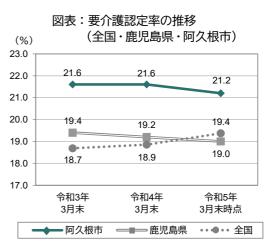
#### (2)要介護(要支援)認定者数の状況

要介護(要支援)認定者数の推移を見ると、令和3年3月末の 1,751 人から令和5年3月末時点は 1,693 人となり、58 人の減少となっています。

認定率を見ると、令和5年3月末時点は 21.2%となっており、全国・県の平均よりも高い状況にあります。



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム

#### 

計画最終年度の令和8年には、65 歳以上の高齢者が 7,758 人、うち 75 歳以上の後期高齢者は 4,531 人となり、高齢化率は 45.8%になると予想されています。

また、令和 12年(2030年)には、65歳以上の高齢者は7,410人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、6,334人になると見込まれています。

令和 | 2年(2030年)には第|号被保険者数における要支援認定者は 333人、要介護認定者が | 1,338人となり、認定者数は | 1,67 | 人になると予想されます。

令和 22 年 (2040 年) には総人口の減少に伴い、第1号被保険者数における要介護 (要支援) 認定者数 も減少し、1,628 人と見込まれ、うち要支援認定者は 319 人、要介護認定者は 1,309 人と推計されています。

図表: 高齢者数及び高齢化率の将来推計



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム

図表:第1号被保険者数における認定者数の将来推計



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム

# 0 施策の展開

本計画では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を定め、高齢者福祉事業及び介護保険事業を展開していきます。

# 基本目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

施策の方向性	主な取組内容	
地域包括ケアシステムの推進	<ul> <li>■地域包括ケアシステムの深化・推進</li> <li>■第9期計画における深化・推進の視点(地域包括ケアシステムの普及啓発、多様な主体の連携と協働、地域包括ケアシステムの評価)</li> <li>■地域包括支援センターの体制整備(地域ケア会議の充実、総合相談支援の充実、総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント、権利擁護支援の促進、包括的・継続的なケアマネジメントの充実、指定介護予防支援事業、地域包括支援センター運営協議会)</li> </ul>	
在宅医療・介護連携の推進	■阿久根市在宅医療・介護連携推進事業 ■出水地区在宅医療・介護連携推連絡協議会 ■鹿児島県地域医療構想との整合性の確保	
地域共生社会の実現に向けた取組の推進	■重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討 ■共生型サービスの検討	

# 基本目標2 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防

施策の方向性	主な取組内容
健康づくりの充実	■生活習慣病予防・健康づくり関連事業(健康教育、健康相談、各種がん検診、骨粗しょう症検診、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、感染症予防事業、歯科保健[8020 運動とオーラルフレイルの予防]の推進、特定健康診査、特定保健指導)■こころの健康づくりの推進(健康教育、普及啓発事業、健康相談)■疾病予防の推進(後期高齢者人間ドック費用助成事業、はり・きゅう施術料助成事業)
生きがいづくりの推進	■生きがいや仲間づくりの支援(高齢者との交流事業の推進、ふれあいいきいきサロン、高齢者の自主的活動の支援と生涯学習活動の啓発、高齢者の健康づくり・体力づくりの支援、長寿祝金支給事業)■元気高齢者の社会参画づくり(さわやかクラブ [老人クラブ] 活動の支援、シルバー人材センターの支援、NPO・ボランティアの支援、高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者地域支え合いグループポイント事業、介護人材確保ポイント事業)
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	■介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント)■一般介護予防事業 (介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、 一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業)

# 基本目標3 生活支援体制の整備と充実

施策の方向性	主な取組内容	
在宅支援サービスの充実	■在宅介護を支援するサービスの実施(緊急通報装置設置・運営事業、「食」の自立支援事業、紙おむつ支給事業、救急医療情報キット配布事業)■家族介護者支援サービスの充実(高齢者介護手当支給事業)■高齢者福祉施設等の充実(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)■生活支援体制の充実(在宅高齢者福祉アドバイザーの配置、生活支援コーディネーターの配置、ごみ出し困難者支援、インフォーマルサービスの整備・充実)	

認知症施策の推進(認知症施策推進計画)	■認知症総合支援事業[認知症に係る地域支援事業] (認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員設置事業、認知症ケア向上推進事業) ■若年性認知症に対する支援(相談窓口の設置、若年性認知症に関する周知・理解の促進、相談窓口の周知・徹底) ■認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進(認知症に関する知識の普及啓発・認知症を支える地域づくり、認知症ケアパス・ガイドブックの普及) ■認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援(認知症予防・ケアの推進、徘徊SOSネットワーク事業の推進、認知症の人の家族に対する支援の充実)
権利擁護・虐待防止策の強化	■権利擁護の強化(成年後見制度の活用支援、市民後見人の育成)■虐待防止対策の強化(高齢者虐待についての知識や理解等の普及・啓発)
安心して暮らせる環境づくり	■高齢者にやさしいまちづくり(地域見守り体制の充実、高齢者交通安全対策の充実・強化、高齢者等福祉タクシー利用助成事業)■高齢者の住みやすい住宅等の整備(高齢者住宅等安心確保事業 [シルバーハウジング生活援助員派遣事業]、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化、消費者被害の防止、災害時避難行動要支援者に対する支援体制の確立、相談・苦情体制の充実)

#### 阿久根市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「認知症施策推進計画」を包含しています

「認知症施策推進計画」とは、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくための計画であり、及び「日本認知症官民協議会」の取組などを踏まえ、5つの柱に沿って施策を推進するものとされています。

#### ◆計画の基本方針

認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に寄り添い、その声に耳を傾け、一人一人が個性と能力を十分に発揮し、相互に支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

#### ◆認知症施策の方向性

国の認知症施策を受け、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、官民が連携した支援体制の整備を図り、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開します。

#### 具体的な施策の5つの柱 (厚生労働省 認知症施策の総合的な推進についてより)

- ① 普及啓発·本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発·産業促進·国際展開

家族の視点の重視認知症の人や

#### ■基本目標4 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

施策の方向性	主な取組内容	
多様な介護人材の確保・育成・定着支援	■介護ロボット導入支援事業 ■ I C T 導入支援事業 ■介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業 ■ケアプランデータ連携システムの利用促進 ■電子申請・届出システムの利用促進	
介護現場の生産性の向上の推進	<ul><li>■外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業</li><li>■外国人介護人材研修支援事業</li><li>■介護生産性向上推進総合事業</li><li>■介護サービス事業所の経営の協働化・大規模化</li></ul>	

# 基本目標5 介護保険制度の持続可能な運営へ向けて

施策の方向性	主な取組内容
介護保険サービスの需要推計	■居宅サービス ■地域密着型サービス ■施設サービス
第9期介護保険事業に係る費用と保険料の算出	<ul><li>■介護保険給付の負担割合</li><li>■各サービスの給付費の見込み(介護給付費、介護予防給付費、総給付費、地域支援事業費)</li><li>■標準給付費等の見込み(標準給付費、地域支援事業費、介護給付費等見込額)</li><li>■第9期の介護保険料の算出(第1号被保険者)</li><li>■所得段階別保険料額</li></ul>
介護給付費等の適切な執行(介護給付適正化計画)	■保険者の主体的取組の推進 ■県・国保連との連携 ■事業内容の把握と 改善 ■取り組むべき事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点 検、医療情報との突合) ■前期計画期間の検証と目標設定
円滑な運営のための体制づくり	■円滑な運営のための体制づくり(介護サービス提供基盤の確保、災害・感染症対策の体制整備、介護人材定着への取組、介護人材の確保及び資質の向上、介護現場の生産性向上の推進、サービス提供事業者への支援・指導、低所得者対策、介護認定の公平性・公正性の確保)
長期的な視点での介護保険制度の運営	■長期的な視点での介護保険制度の運営 ■自立支援、介護予防・重度化防止の推進(保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金制度の活用、リハビリテーションサービス提供体制の整備)■令和 12 年度(2030年度)及び令和 22 年度(2040年度)の介護保険料の見込み

#### 11

#### 第9期介護保険料の算出

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、実績等を勘案して各サービスの利用見込量を推計し、 そこから算定した給付費と、制度運営等に係る費用を将来の被保険者数で除して算定します。

	(単位:円)
区分	合計
標準給付費見込額 [A]	9,062,569,874
地域支援事業費 [B]	445,203,000
第1号被保険者負担分相当額 [C]=([A]+[B])×23%	2,186,787,761
調整交付金相当額 [D]	463,923,994
調整交付金見込額 [E]	989,574,000
財政安定化基金償還金 [F]※1	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 [G]	15,000,000
介護給付費準備基金取崩額 [H]	120,000,000
保険料収納必要額 [I]=[C]+[D]-[E]+[F]-[G]-[H]	1,526,137,755

第9期(令和6年度~8年度)の 介護保険料基準額(月額) 6,300 円



(単位:円・人)

	(単位:円・人)
区分	金額
保険料収納必要額 [I]	1,526,137,755
予定保険料収納率 [J]	99.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 [K]※2	20,386
第9期の1号被保険者の介護保険料の基準額(年額) [L]=[I]÷[J]÷[K]	75,619
第9期の1号被保険者の介護保険料の基準額(月額) [M]=[L]÷12か月	6,302

- ※1 財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還 金(基金への返済) はありません。
- ※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ご とに人数と保険料率を乗じた数の合計(所得段階別加入割合 補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定し ます。

第9期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非 課税又は世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.455 (×0.285)	34, 398 (21, 546)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.685 (×0.485)	51, 786 (36, 666)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が120万円を超えている	基準額 ×0.69 (×0.685)	52, 164 (51, 786)
第4段階	本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下	基準額 ×0.9	68, 040
第5段階	本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円を超えている	基準額	75, 600
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	90, 720
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	98, 280
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	113, 400
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	128, 520
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9	143, 640
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1	158, 760
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3	173, 880
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4	181, 440

※第1~第3段階の保険料年額については、軽減措置が適用され( )書きの金額になります。

### 阿久根市第9期高齢者保健福祉計画【概要版】



令和6年3月

発 行 阿久根市役所 介護長寿課

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 TEL 0996-73-1211 FAX 0996-72-2029 ホームページ http://www.city.akune.kagoshima.jp/